平成２４年（フ）第１５２９号
さいたま市見沼区大字西山村新田154番地５
債務者　小澤　浩治
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４７号
埼玉県戸田市上戸田４丁目12番18号
債務者　藤原　光代
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５１号
埼玉県川口市大字峯1071番地の１　グランドハイム荒井203号
債務者　安田　悦子
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３６号
さいたま市見沼区大字大谷211番地43、前住所さいたま市見沼区春野１丁目９番４―209号
債務者　島山　正行
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３７号
さいたま市見沼区大字大谷211番地43、前住所さいたま市見沼区春野１丁目９番４―209号
債務者　島山　明子
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
山口県宇部市西中町５番17号
債務者　岡田　敏晴
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１４４号
山口県宇部市西中町５番17号
債務者　岡田　宣子
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第４６号
広島県安芸高田市吉田町吉田1925番地１　エスポワール貴船106号、前住所広島県安芸高田市吉田町吉田1005番地
債務者　青中　義弘
１　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１０８号
青森県三沢市栄町２丁目31番地143号　サンハイツＣ301号
債務者　佐々木武史
１　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２８１号
群馬県高崎市北新波町246番地
債務者　大山　　浩
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６２４号
埼玉県川口市大字東本郷1503番地の66
債務者　佐藤眞紗子
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６４５号
埼玉県草加市八幡町931番地１　高野コーポ102号
債務者　忠鉢　泰如
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７１４号
埼玉県川越市大字的場2191番地12　コート瑞穂第３－２Ｆ
債務者　高石　　勉
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７４２号
埼玉県所沢市大字山口1380番地の９　グレースガルデン105
債務者　飯野　礼子
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７５１号
埼玉県所沢市北所沢町1992番地の17　メルヘンリーベ101
債務者　小阪　恵介
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７５３号
埼玉県入間市宮寺147番地３
債務者　関谷　広美
１　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８２号
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原878番地１
債務者　清水　春雄
１　決定年月日時　平成24年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部